

令和 3 年

第 4 回 定例市議会

# 議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
4 6	農業委員会の委員の任命について	1
4 7	阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）について	3
4 8	阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者の指定について	4
4 9	道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について	6
5 0	番所丘公園の指定管理者の指定について	8
5 1	阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
5 2	阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
5 3	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
5 4	令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）	別 冊
5 5	令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第11号）	別 冊

5 6	令和 3 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	別 冊
5 7	令和 3 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年11月30日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	久 保 秀 幸
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

欠員が生じている農業委員会の委員に 久 保 秀 幸 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第46号参考

久保秀幸氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※※  
生年月日 昭和※※年※※月※※日

学歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※  
平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※  
平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

その他の役職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 4 7 号

阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）  
について

阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を別添のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の持続的な発展を目的に、総合的かつ計画的な対策を実施するため、阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を定めようとするものである。

議案第 4 8 号

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者の指定について

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
阿久根市子ども発達支援センターこじか
- 2 指定管理者に指定する団体  
社会福祉法人青陵会
- 3 指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

阿久根市子ども発達支援センターこじかの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 48 号 参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 社会福祉法人青陵会
- 2 代表者名 理事長 折橋 喜典
- 3 所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川 887 番地 1
- 4 設立年月日 昭和 56 年 3 月 9 日
- 5 職員数 92 名
- 6 主な事業内容
  - (1) 保育所の経営
  - (2) 障害福祉サービス事業の経営
  - (3) 移動支援事業の経営
  - (4) 福祉ホームの経営
  - (5) 地域子育て支援拠点事業の経営
  - (6) 一時預かり事業の経営
  - (7) 障害児通所支援事業の経営
  - (8) 相談支援事業の経営

議案第 4 9 号

道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について

道の駅阿久根観光物産館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
道の駅阿久根観光物産館
  
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社まちの灯台阿久根
  
- 3 指定する期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

道の駅阿久根観光物産館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第49号参考

### 指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社まちの灯台阿久根
- 2 代表者名 代表取締役 石川 秀 和
- 3 所在地 阿久根市新町1番地
- 4 設立年月日 平成31年1月23日
- 5 資本金 15,000,000円
- 6 従業員等数 17名
- 7 主な事業内容
  - (1) 特産品販売業
  - (2) 飲食店業
  - (3) 地域限定旅行業
  - (4) 旅客自動車運送事業
  - (5) 宿泊業
  - (6) 地域おこしコンサルティング業務
  - (7) 道の駅運営コンサルティング業務
  - (8) 特産品企画，開発業務
  - (9) 前各号に附帯する一切の業務

議案第50号

番所丘公園の指定管理者の指定について

番所丘公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
番所丘公園
- 2 指定管理者に指定する団体  
株式会社日本水泳振興会
- 3 指定する期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

番所丘公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第50号参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社日本水泳振興会
- 2 代表者名 代表取締役 坂元 要
- 3 所在地 本社 東京都中野区東中野三丁目18番12号  
鹿児島営業所 阿久根市浜町88番地
- 4 設立年月日 昭和54年6月8日
- 5 資本金 30,000,000円
- 6 従業員数 173名
- 7 主な事業内容
  - (1) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営
  - (2) スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の企画および運営コンサルティング
  - (3) 宿泊施設の運営並びに土地建物の管理
  - (4) 情報システムの企画並びに運営管理に関する業務
  - (5) 旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画および運営
  - (6) イベントの企画、運営
  - (7) スポーツ用品の販売
  - (8) 飲食店の経営
  - (9) 建物の警備業務
  - (10) 建物の清掃業務

- (11) 建物の管理業務
- (12) 特定労働者，並びに一般労働者派遣事業
- (13) 子育て支援事業
- (14) 介護予防事業
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

## 議案第 5 1 号

阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市個人情報保護条例及び阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 阿久根市個人情報保護条例(平成15年阿久根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

(阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(平成27年阿久根市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）の施行に伴い，固定資産税の課税免除の対象事業等の拡大等をするため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例

阿久根市産業開発促進条例（平成7年阿久根市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内に工場，農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館を新設し，又は増設する者に対し，過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の定めに基づき」を「産業振興促進区域内において，振興すべき業種として定められた業種の事業の用に供する設備の取得等をした者に対し」に改め，「又は奨励金の交付」を削る。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 産業振興促進区域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により本市が定める過疎地域持続的発展計画において定める同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。
- (2) 振興すべき業種として定められた業種の事業 法第24条に規定する製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業又は旅館業をいう。
- (3) 取得等 法第23条に規定する取得等をいう。
- (4) 事業者 産業振興促進区域内において，振興すべき業種として定められた業種の事業の用に供する設備の取得等をする者をいう。

第3条中「工場用地，農林水産物等販売業に係る事業所用地又は旅館用地」を「事業用地」に改める。

第4条の見出しを「（特別措置）」に改め，同条中「又は奨励金の交付」を削る。

第5条を次のように改める。

（特別措置の対象）

第5条 特別措置を受けることができる者は，産業振興促進区域内に

において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに定める期間内に、同号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）の取得等（資本金等の額が5,000万円を超える事業者については、新設又は増設に係る取得等に限る。）をした事業者とする。

第6条（見出しを含む。）中「固定資産税の課税免除」を「特別措置」に改め、「前条第1項各号のいずれにも該当する設備のうち」を削り、「過疎地域の」を「法第2条第2項の規定による」に、「取得した」を「取得等をした」に改める。

第7条を削る。

第8条の見出し中「工場等」を「設備」に改め、同条第1項中「その新設し、又は増設しようとする工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の施設」を「、その取得等しようとする設備」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の」を「設備を有する」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条中「指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消し、若しくは既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずる」を「指定又は既に行った特別措置を取り消す」に改め、同条第3号中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市産業開発促進条例の規定は、令和3年4月1日以後に産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた業種の事業の用に供する設備の取得等をした者に対する特別措置について適用し、同日前に工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館を新設し、又は増設した者に対する特別措置については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 2 2 2 号）が公布されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「第36条」を「第36条ただし書」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市国民健康保険条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。